

【第45号】

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 550
異議2023-900121	Notre-Dame	14	Z (取消)	【商標法3条1項3号】 第14類「貴金属、宝玉及びその模造品、その他」
【決定要旨】 (1)「Notre-Dame」の語は、世界遺産である「ノートルダム大聖堂及びその周辺地域」を表し、観光地の一つを表すものとして知られている。 (2)そして、観光地においては、その名称やその地理的な名称を付した商品がプレスレットやキーホルダーなどの土産物などとして多数販売されている実情がある。 (3)以上からすると、「Notre-Dame」の文字からは、「ノートルダム大聖堂及びその周辺地域」において製造、販売されたもの、又は、当該観光地の土産物として販売されたもの、すなわち、商品の産地、販売地を表示したものと理解、認識するから、本件商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 25
不服2021-650029	CLOUDKITCHENS	36, 39, 43	Z (拒絶)	【商標法3条1項3号、4条1項16号】
【審決要旨】 (1)「クラウドキッチン」の文字(語)は、「店内に客席がなく、宅配とテイクアウトに特化した調理施設」程の意味合いで、一般に使用されている。 (2)本願商標を構成する「CLOUDKITCHENS」の文字は、上記「クラウドキッチン」の語を英語表記したものと容易に理解され、「クラウドキッチン」と同意の語として認識される。 (3)そうすると、「店内に客席がなく宅配とテイクアウトに特化した調理施設の提供」程の意味合いを、また、「上記調理施設を利用して提供される契約による飲食物の提供」程の意味合いを認識するにすぎず、自他役務の識別標識としては認識し得ない。また、上記以外の指定役務に使用するときは、役務の質の誤認を生ずるおそれがある。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 159
不服2024-008875	果汁グミ	30	Y (登録)	【商標法3条2項】 明治ホールディングス株式会社
【審決要旨】 (1)請求人は、請求人商品を1988年の販売開始から現在に至るまでの35年以上にわたり、継続して製造、販売し、その間、請求人は、「果汁グミ」の文字からなる商標を継続して使用し、少なくとも2011年以降は、本願商標と同一性を損わない範囲の商標を継続的に使用しているものと認められる。 (2)そうすると、本願商標は、請求人の業務に係る商品(「果汁入りのグミ」)を表示するものとして、我が国の需要者の間において、広く認識されているとみるのが相当である。				

(3) 以上を総合すると、本願商標は、その指定商品について、請求人により継続的に使用をされた結果、需要者が何人か（請求人）の業務に係る商品を表示する商標として認識するに至ったものであり、商標法第3条第2項の要件を具備するものというべきである。

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 206
不服2024-016764	京都寺町村上開新堂	35	Z (拒絶)	【商標法4条1項11号】 村上開新堂 MURAKAMI KAISHIDO
【審決要旨】 (1) 本願商標構成中の「京都寺町」の文字は、京都の寺町周辺を指称する地名ないし地名に準じた表示として一般的に使用され、理解されているといえるものである。 (2) そうすると、同文字は、本願商標に接する需要者において、その指定役務が京都の寺町周辺で提供されるものであるという、役務の提供場所などを表示記述したものと認識されるにとどまり、本願要部に相応した「ムラカミカイシンドウ」の称呼も生じ、また、特定の観念は生じないものというのが相当である。 (3) 他方、引用商標中、「村上開新堂」の文字からは、「ムラカミカイシンドウ」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないから、両商標は、「ムラカミカイシンドウ」の称呼を共通にする類似商標である。				

審判番号	本件商標	類	結論	適用条文と要旨 462
不服2025-004155		11	Y (登録)	【商標法4条1項11号】 ゆい 結
【審決要旨】 (1) 本願商標のかかる構成、「結」の漢字、紐の結び目を含む図形部分及び「MUSUBI」の観念的なつながりを勘案すれば、本願商標は構成全体を一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然である。 (2) そうすると、本願商標は、構成中の「結」の漢字が筆書きで顕著に表されているとしても、構成中の「結」の文字部分のみを分離、抽出し、引用商標と比較して商標の類否を判断することが許されるものということとはできない。 (3) よって、本願商標から生じる「ムスビ」、「ティミームスビ」、「ムスビティミームスビ」の称呼と、引用商標の「ユイ」の称呼とは類似しない。				